

福知山市の住所表記の変更に関するガイドライン 骨子（案）

1 背景・目的

本市では、字名と自治会名または郵便番号の町域が異なることなどにより複数の住所表記を使い分ける状況があり、住民生活に不便が生じている事例があります。また、広域な字名においては、建物を特定しづらい状況もあります。

一方で、住所表記の変更については、地域によってニーズに差があります。

町界町名変更により、現在の住所表記によって生じる不便さを解消することを目的に、本市では自治会からの申請に基づいて変更を実施します。本ガイドラインでは、住所表記を変更するための手続きに関して、必要な事項を示します。

2 根拠法令等

地方自治法第260条

3 町界町名変更の要件

(1) 変更区域

- ・原則、自治会の区域に基づいた区域であること。
- ・ただし、郵便番号の町域と字名・町名が一致するなど、現在の住所表記で支障がない区域は、変更区域に含めないことを可能とする。
- ・山林等は対象としない。
- ・変更区域については、福知山市と事前協議を行うこと。

(2) 新町名

- ・新しい町名は、原則、自治会名とする。

(3) 地域内合意

- ・変更区域内の全ての住民に周知を図るとともに、自治会の総会において4分の3以上の賛成をもって議決を得ていること。

(4) 事業所への周知

- ・自治会において、変更区域内の事業所に周知を図っていること。

(5) 申請書の提出

- ・自治会は変更区域にかかる申請書を福知山市に提出すること。